大湯環状列石・伊勢堂岱遺跡のＰＲパネル等貸出要領

（趣旨）

第１条 この要領は、鹿角地域振興局総務企画部（以下「所有者」という。）が所有する大湯環状列石・伊勢堂岱遺跡のＰＲパネル（以下「ＰＲパネル等」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

（ＰＲパネル等の管理）

第２条 ＰＲパネル等は、所有者がその展示等を目的に借受を希望する者（以下「借受人」という。）に貸出を行う。

（貸出対象）

第３条 ＰＲパネル等の貸出対象は、大湯環状列石・伊勢堂岱遺跡のＰＲに資する展示、又はその他所有者が認める場合とする。

（条件）

第４条 借受人は、次の条件を遵守すること。

（１） ＰＲパネル等を、民法で規定する善良な管理者の注意を持って管理すること。

（２） ＰＲパネル等を、記載された使用目的、若しくは使用場所以外で使用しないこと。

（３）営利目的の営業（入場料の徴収等）を行わないこと。

（４）第三者に転貸、譲渡等しないこと。

（５） ＰＲパネル等を滅失、損傷、又は原形を変更しないこと。

（６） ＰＲパネル等を転貸、譲渡、滅失、損傷又は原形を変更した場合、借受人は速やかに所有者に報告すること。

（７） ＰＲパネル等の運搬、保管等に要する経費は借受人の負担とする。

（借受申請）

第５条 借受人は、ＰＲパネル等を借り受けようとするときは、借受申請書（様式第１号）に各事項を明示し、所有者に申請するものとする。

（貸出承認）

第６条 所有者は、前条の規定による申請が適当と認めるときは、速やかにＰＲパネル等の貸出を決定し文書により通知（様式第２号）するものとする。 ただし、所有者が使用する期間は貸出しないものとする。

（貸出承認の取消）

第７条 所有者は、災害その他の緊急事態により必要があると認めるときは、ＰＲパネル等の貸出の承認を取り消すことができる。この場合において、所有者は、当該借受人にその旨を通知するものとする。

（損害賠償、及び原状回復）

第８条 借受人は、その責に帰すべき事由によりＰＲパネル等を、転貸、譲渡、滅失、損傷又は原形を変更したときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。ただし、所有者がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

（２）借受人が、第３条第１号の善管注意義務に反していると認められるときは、損害賠償を請求することがある

（使用責任）

第９条 ＰＲパネル等の使用により、借受人が被った損害又は借受人が第三者に対して与えた損害について、所有者は一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第１０条 この要領に定めるもののほか、所有者が管理するＰＲパネル等の貸出手続等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和３年８月１日から施行する。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

借　受　申　請　書

鹿角地域振興局総務企画部長　様

借受人住所

連絡先

借受人氏名

次の借受条件を遵守しますので、次の物品の借受を申請します。

１　借受物品の品名及び数量
　　大湯環状列石・伊勢堂岱遺跡のＰＲパネル　１式

２　使用目的

３　借受期間、場所
（１）借受期間
　　令和　　年　　月　　日（　）～令和　　年　　月　　日（　）
（２）設置場所

（３）返納場所
　　鹿角地域振興局総務企画部

４　借受条件
（１）ＰＲパネル等を、民法で規定する善良な管理者の注意を持って管理すること。
（２）ＰＲパネル等を、記載された使用目的、若しくは使用場所以外で使用しないこと。
（３）営利目的の営業（入場料の徴収等）を行わないこと。
（４）第三者に転貸、譲渡等しないこと。
（５）ＰＲパネル等を滅失、損傷、又は原形を変更しないこと。
（６）ＰＲパネル等を転貸、譲渡、滅失、損傷又は原形を変更した場合、借受人は速やかに所有者に報告すること。
（７）ＰＲパネル等の運搬、保管等に要する経費は借受人の負担とする。

５　添付資料等

様式第２号

令和　　年　　月　　日

貸　出　決　定　通　知　書

様

鹿角地域振興局総務企画部長
（公印省略）

次の物品の貸し付けを決定したので通知します。

１　貸付物品の品名及び数量
　　大湯環状列石・伊勢堂岱遺跡のＰＲパネル　１式

２　使用目的

３　貸付期間、場所
（１）貸付期間
　　令和　　年　　月　　日（　）～令和　　年　　月　　日（　）
（２）設置場所

（３）返納場所
　　鹿角地域振興局総務企画部

４　貸付条件
（１）ＰＲパネル等を、民法で規定する善良な管理者の注意を持って管理すること。
（２）ＰＲパネル等を、記載された使

用目的、若しくは使用場所以外で使用しないこと。
（３）営利目的の営業（入場料の徴収等）を行わないこと。
（４）第三者に転貸、譲渡等しないこと。
（５）ＰＲパネル等を滅失、損傷、又は原形を変更しないこと。
（６）ＰＲパネル等を転貸、譲渡、滅失、損傷又は原形を変更した場合、借受人は速やかに所有者に報告すること。
（７）ＰＲパネル等の運搬、保管等に要する経費は借受人の負担とする。

５　添付資料等